【別添２】作成例☆３（素材生産業者　合法木材のみ）

分別管理及び書類管理方針書

事業体名　京都木材株式会社

平成〇〇年〇月〇日作成

本方針書は、社団法人京都府木材組合連合会（以下「府木連」という。）が平成２５年８月２日制定公表した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」を受け、合法木材証明及び間伐材証明（以下「証明材」という。）された木材・木材製品の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めるものである。

（適用の範囲）

１．本方針書は、当社が取扱いする原木について適用する。

（分別管理責任者）

２．分別管理を適切に行うため、京都　次郎を分別管理責任者として定める。

３．分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責　任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

４．伐採する原木の取扱いについて、森林計画または伐採届が提出されていることを確認する。

５．原木の保管に当っては、証明材とその他の木材が混在しないよう、それぞ　れ保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類の管理）

６．分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る前年の4月～当年の3月までの原木取扱量を毎年6月末日までに実績報告としてとりまとめ、府木連に報告するものとする。

７．証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、　適切に記録し管理する。

８．伐採届、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。